

# 鳴門市医療機関・高齢者施設・障がい者施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱

(補助金の交付)

**第1条** 市長は、電気料金や食材費をはじめとした物価高騰の影響を受けている市内の医療機関・高齢者施設・障がい者施設等の事業継続への負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

**第2条** 補助金の交付を受けることができる者は、市内の医療機関・高齢者施設・障がい者施設等を運営する者とし、具体的なサービス種別及び補助金の交付額は、医療機関等の場合にあっては別添1、高齢者施設等の場合にあっては別添2、障がい者施設等の場合にあっては別添3に規定する。

(補助金の交付申請及び実績報告)

**第3条** 条例第3条に規定する補助金交付申請書及び条例第11条に規定する実績報告書は、鳴門市医療機関・高齢者施設・障がい者施設等物価高騰対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（医療機関等の場合にあっては様式第1号の1、高齢者施設等の場合にあっては様式第1号の2、障がい者施設等の場合にあっては様式第1号の3）とし、添付する書類は、規則第3条第2項及び第8条第2項の規定により、事業所・施設別申請額一覧（医療機関等の場合にあっては別紙1、高齢者施設等の場合にあっては別紙2、障がい者施設等の場合にあっては別紙3）とする。

2 条例第3条に規定する補助金交付申請期間は、令和8年1月13日から令和8年2月27日までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

**第4条** 条例第6条の規定による補助金の決定通知及び条例第12条に規定する補助金の額の確定通知は、鳴門市医療機関・高齢者施設・障がい者施設等物価高騰対策支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）とする。

(補助金の請求)

**第5条** 前条の通知を受けた者は、補助金請求書（様式第3号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

**第6条** 市長は、前条の補助金請求書等を受理した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

**第7条** 市長は、補助金を交付した後に当該補助金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合には、市長が別に定める日までにこれらの補助金を返還させることができる。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。